



6 宇水総務第 5 3 8 号

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

宇治市水道事業経営審議会

会長 西垣 泰幸 様

宇治市長 松村 淳子



水道事業の経営に関する事項について

宇治市水道事業経営審議会設置条例第 2 条の規定により、下記の
ことについて貴審議会に諮問します。

記

諮問事項

宇治市水道事業ビジョン・経営戦略の中間見直しについて

【諮問の趣旨】

本市では、貴審議会の審議を踏まえ、「安全な水道水の確実かつ持続的な供給」を基本理念に、令和3年度から12年度の10年間について、水道事業の方向性及び投資・財政計画を示した「宇治市水道事業ビジョン・経営戦略」を令和3年3月に策定し、この間、将来につながる事業運営に努めてまいりました。

この度「宇治市水道事業ビジョン・経営戦略」が令和7年度末で前半5年間を終えますことから、変化する社会情勢に対応するため中間見直しを行うことといたします。

また、本年1月に発生した能登半島地震では、改めてライフラインである水道の重要性が広く認識されたところであり、本市においては、人口減少などに伴う水需要減により水道使用料収入が減少する一方で、水道施設の更新・耐震化といった災害に強い強靱な施設整備に取り組まなければならないため、水道事業は厳しさを増しているところです。

こうした状況を踏まえ、引き続き水道施設の更新・耐震化を推進しながら健全な経営を実現していくため、後半5年間はもとより、将来にわたって持続可能な水道事業の運営のあり方について議論いただきますよう、諮問いたします。